

意見書及び見解書の概要

立川都市計画ごみ処理場の決定に係る都市計画の案を平成29年9月20日から3週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法及び東大和市街づくり条例の規定に基づき意見書の提出があった。その意見書及び見解書の概要は次のとおりである。

都市計画の名称	立川都市計画ごみ処理場 第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定
縦覧期間	平成29年9月20日から平成29年10月11日まで
意見書提出期間	平成29年9月20日から平成29年10月11日まで
意見書提出状況	42通（46人）

			意見書の概要	見解書の概要
都市計画の案に対する意見	都市計画に関するもの	施設の必要性について	<p>1 雑多に混じったプラスチック容器が、有効に資源化できるか、疑問である。プラごみは、燃やして熱エネルギーとして利用の方が経済的で環境負荷も少ないので、焼却場の新規計画をサーマルリサイクルへ方針転換すべき。プラごみのリサイクルは、今後、この方式が変わることが十分予想される。国をはじめとする社会全般の流れもプラごみはリサイクルから焼却へと移りつつあり、時代遅れの廃プラ施設は不要である。この施設整備は急ぐべきではない。</p> <p>資源物処理施設の稼働による減量はわずかであり、焼却施設の能力を向上させればプラごみを吸収できる。そのために焼却施設の規模が増えたとしても資源物処理施設の建設費と比較したら僅かだと思う。都内では、小平市など、プラごみを焼却している組合も多いので、廃熱活用方式の焼却炉の更新を先行すべきである。</p>	<p>容リプラの焼却については、二ツ塚処分場（日の出町）へ焼却灰等を搬入している自治体（26団体）が取り組む方向性に逆行することになります。</p> <p>また、新ごみ焼却施設の規模が大きくなり、小平市中島町でのごみ焼却施設の更新はできなくなります。小平市中島町で、ごみ焼却施設を更新するためにも、容リプラの資源化を行い、ごみ焼却施設の処理能力を下げ、現在の敷地内でごみ焼却施設の更新ができるようにするものです。</p> <p>多摩地区26市においては、容リプラを焼却しているのは、町田市の一部、あきる野市、日野市、狛江市、稲城市となっており、その他の市については、リサイクルに取り組んでおります。</p>

		<p>2 民間事業者は武蔵村山・小平・東村山など多くの市に及び、決して不安定ではない。プラとペットは民間活力により処理できており、大規模施設を公金で整備する必要はない。武蔵村山市が民間会社の利用を拒否しているというが、本施設を整備する前提で最近になって言い出したことであり、合理的論拠とならない。法律根拠のない「自区内処理」を振り回して東大和市内に処理施設を建設することは理不尽である。</p> <p>「自区内処理」に法的根拠がないのだから、3市の中が自区内と解釈できるはずだ。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概念に、「自区内処理の原則」があります。</p> <p>これに基づき、東大和市内で発生する容リプラ等については、東大和市内で処理するという「自区内処理の原則」を、現在、受入れをご理解いただいている武蔵村山市からも求められています。</p> <p>また、武蔵村山市からは、本施設の稼働が予定より遅れた場合であっても、資源物の搬入は平成31年3月までと言われている状況です。</p> <p>自区内処理が出来ず、他市へ廃棄物の搬入を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イによる手続きが必要になります。</p>
		<p>3 本来廃プラの回収処理は、生産者責任を拡大し対応すべきである。特に、ペットボトルは民間の収集に負うところが増えつつあり、今回の処理対象から除外又は縮小すべきだ。</p>	<p>店頭回収等、民間回収ルートでの資源化は限定的と考えられます。</p> <p>一般廃棄物（資源物を含む）は、自治体に処理責任があることから、衛生的な市民生活を維持するためにも本施設は必要であります。</p>
		<p>4 ごみは、誰しもの出すものだから、ごみ処理施設は必要である。計画地では、過去から暫定施設が運営されており、今後は十分な環境対策のもと運営する。小平市に不燃ごみ処理施設とごみ焼却施設があり、この事業が進まなくなった時、東大和市のごみはどうするのか。他市の二の舞はしたくない。</p>	<p>計画地では、平成6年から、東大和市の資源物を処理してきております。</p> <p>東大和市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施していくためにも、本事業を推進してまいりたいと考えております。</p>

	上位計画との整合について	5	<p>環境対策に巨費をかけることが、逆にこの場所が実質的な住宅地であることを証明しており、住宅専用地区と云っていい場所である。そこに射幸心を煽る娯楽施設が建設された上に、その南側に廃プラ施設を建設することは、地域住民に更なる負担を強いることになり、都市計画そのものが、健全に策定されていないことの表れである。</p>	<p>一般廃棄物（資源物を含む）の処理は、自治体に処理責任があります。そのことから、平成6年以降、当該地においてリサイクル事業を行ってきました。</p> <p>本事業は、ごみ焼却施設の更新が必要となること等から実施するもので、周辺環境に配慮するため、特にVOC対策については、近隣自治体の同種施設には例がない高度な対策を施し、安全対策に努めるものです。</p> <p>また、コストについては、事業上、配慮する必要はありますが、都市計画上の支障の有無を判断する際の要素ではありません。</p> <p>当該地は、都市計画法及び建築基準法上の工業地域であり、本施設の用途に適合しています。また、都市計画に関する基本的な方針であります、東大和市都市マスタープランでは、本施設を含む桜が丘地域は、住宅と工業がお互いの環境に配慮しながら共存できる街づくりを目指す、としています。</p> <p>なお、国が策定した都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の位置は、工業系の用途地域に設置することが望ましい、とされています。</p>
		6	<p>一旦、焼却炉更新計画を含めた3事業計画をストップさせ、ごみ減量や人口減少を踏まえて、財政負担の少ない総合計画を再検討すべきである。三百数十億円以上（予算額は公表されずブラックボックス化している）と言われ</p>	<p>ごみ焼却施設の更新は、小平市中島町で行うことを予定しております。</p> <p>そのため、3市から排出される容リプラの資源化を図ることにより、ごみ量が削減され、新ごみ焼却施設の処理能力を下げることが可能となり、現在の敷地内</p>

		<p>る3事業計画は慎重、かつ市民の理解を得ながら進めるべきである。全体計画から切り離れた、ペットとプラの中間処理施設だけの計画決定は反対である。</p>	<p>で施設更新ができるようにするものです。</p> <p>コストについては、事業上、配慮する必要はありますが、都市計画上の支障の有無を判断する際の要素ではありません。</p> <p>また、施設更新等に伴う経費については、衛生組合のホームページで公表しております。</p>
	7	<p>東大和市は有料化でゴミ量が減った。3市共同と言うのであれば、小平市と武蔵村山市が有料化していないことは納得できず、廃プラ処理施設の建設を認めるべきでない。両市の有料化による減量を先行させて、有料化後の実態を確かめてから、新焼却炉の規模を再設定するなどし、必要な施設か判断すべき。</p>	<p>小平市、武蔵村山市のごみの有料化については、事業計画上、加味していることから、今後、ごみ有料化についての検討と実施がされるものと考えます。</p> <p>ごみの有料化については、各市の置かれている状況を鑑み実施する必要があります。</p> <p>なお、ごみの有料化を導入しても、容リプラは排出されるため、本施設は必要になります。</p>
	8	<p>計画地は工業地域の端にあつて住居地域と接しており、周辺には老人ホーム、マンション、住宅、生鮮食品を扱うスーパー、給食センターや教育施設もある。これらに囲まれた人口密集地に、大規模な廃棄物処理施設を建設することは、違法でないというだけで、社会通念上、相応しいとは思えない。将来に向かって均整のとれた都市計画とは言えない。</p> <p>丘陵地側の空いている土地に建設することが良いと思う。現在の用地を売</p>	<p>現在、周辺にはマンション等も建ち並んでいますが、市では平成6年からこの場所をリサイクル施設として使用しています。</p> <p>また、本施設は、市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容リプラ等を受け入れる施設となっており、周辺環境への影響については、衛生組合が実施した生活環境影響調査の結果から軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。特にVOC対策については、近隣自治体の同種施</p>
	具体的都市計画との整合について		

			<p>払って、建設できないか</p>	<p>設には例がない高度な対策を施すこととしております。</p> <p>なお、当該地は工業地域であり、本施設の用途に適合しています。また、施設の必要性、上位計画との整合、具体の都市計画との整合、周辺環境への配慮など都市計画の観点から留意すべき事項について適合しており、都市計画上の支障は認められません。国が策定した都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の位置は、工業系の用途地域に設置することが望ましい、とされています。</p> <p>本施設の用地につきましては、市が所有する唯一のリサイクル事業の用地であることから、他の用途への活用は考えておりません。</p>
	9		<p>廃棄物処理施設は十分なスペースが必要であるが、明らかに用地が狭い。緩衝地帯も設けず、敷地目いっぱい、高さ21.7mの周辺環境に馴染まない施設である。また、この地域は、この十年間で、住宅密集地へ変容している。住宅密集地の狭隘な土地に処理施設を建設した例は国内に無く、無理である。多くは周辺に影響が生じない広い用地に建設されており、計画地は適地とは言えない。よって、この案は街づくり条例や都市マスタープランの主旨に反する。</p>	<p>リサイクル施設にあつては、敷地面積が4,300㎡程度の場所は他にもあり(町田市や国立市など)、全国的にも存在しております。(大阪府寝屋川市など)</p> <p>本施設の高さについては、臭気対策に万全を期すため、ピット方式を採用したことによりクレーンが必要となることから建物が高くなるものです。本事業は、衛生組合において生活環境影響調査を実施しており、その結果、周辺的生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。</p> <p>また、都市計画に関する基本的な方針であります、東大和市都市マスタープラ</p>

				<p>ンでは、本施設を含む桜が丘地域は、住宅と工業がお互いの環境に配慮しながら共存できる街づくりを目指す、としています。</p> <p>なお、街づくり条例は、東大和市都市マスタープランにおいて掲げた街づくり方針を具現化するため、都市計画の手続等を定めたものであります。</p>
10	<p>計画地は、面積が不足しており、基準に合格できるように経費をかけて屋上緑化せざるを得ない。施設自体は建設できても、周辺環境に配慮するための緑化事業や安全配慮が充分とは考えられない。この場所に無理して建設する計画は反対である。</p>			<p>緑化については、屋上緑化を含めて都条例に規定された基準を満たしており支障はなく、本事業を実施する上での安全対策や安全配慮については、用地面積の大小にかかわらず行っていく必要があるものです。</p>
11	<p>国の都市計画運用指針によれば、廃棄物処理施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい、となっている。市は中島町の焼却施設と合算する見解を採用しているようだが、緑地・増改築は当該エリア内と解釈するのが順当である。</p>			<p>緑化につきましては、敷地内で基準を満たしています。</p> <p>また、増築、改築、移設につきましては、衛生組合の敷地も含めた中で捉えるとしていることから、本施設の位置は都市計画上支障がないと考えています。</p>
12	<p>工業地域とは言え住宅団地・高齢者施設等に囲まれて、本来なら住居地域に変更すべき用地であり、不適切である。現状で住居地域として使用している実態があり、実質は住居地域である。今の環境を維持することが行政当局の責務である。</p>			<p>過去に、地区計画による制限などを地権者に働きかけましたが、実現が難しかった経過があり、その後の土地利用の変化によって、現在、工業地域には、高層マンションが建設されています。</p> <p>工業地域は、建築可能な用途が多い上、北側斜線制限や日影規制がないため、住居系用途地域への変更は、不適格建築物</p>

			<p>を生み出すとともに、建替え時に同等の大きさの建築物が建てられなくなることから困難であります。</p> <p>また、東大和市都市マスタープランでは、本施設を含む桜が丘地域は、住宅と工業がお互いの環境に配慮しながら共存できる街づくりを目指す、としています。</p> <p>なお、衛生組合が実施した生活環境影響調査の結果、周辺的生活環境への影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目的を達成できるものと評価されています。</p>
	13	<p>プラ排出量の予測は、施設稼働後に実施する資源化基準や分別基準の統一、有料化による排出量の変化を見込んでいない。小平市プラスチックごみの予測に根拠はなく、施設が稼働してみないと、処理規模の過不足がわからないような、ずさんな計画である。だから、計画を見直し、有料化等を実施してから、再検討すべきだ。</p>	<p>小平市、武蔵村山市のごみの有料化や資源化基準の統一については、事業計画上、加味しておりますが、ごみの有料化については、各市の置かれている状況を鑑み実施する必要があります。</p> <p>また、ごみ量の予測は、1人1日当りのごみ量である原単位を用い、その原単位に、人口と容リプラの比率を乗じて算出していることから、妥当な予測と考えております。</p>
	14	<p>専門の科学者によれば、容器包装プラスチックは多種多量の添加剤を加えて製造されるため、こすり合わせたり圧縮すると、未知のVOCを含めて多種類の有害なVOCが発生し、どんな方法でも完全に除去することはできず、人体への影響も不明である。更にVOCは空気より比重が大きいため、大気に拡散せず地上に滞留する。毒かどうかは量で決まるため、3市の大量</p>	<p>本施設は、市民の家庭から排出される食品などに使用されていた容リプラ等を受け入れる施設で、同種の施設は全国的に設置されており、国が定めた法などに基づき処理を行う施設であります。</p> <p>多摩地区においても、自治体及び民間事業者が設置・運営しており、健康被害の報告はありません。本事業に係る生活環境影響調査の結果からも、周辺環境への影響は軽微であり、特にVOC対策に</p>
		<p>周辺環境への配慮について</p>	

		<p>のゴミを処理することに、多く近隣住民は不安を抱き、特に子どものいる家庭は、給食センターの給食への影響などを心配している。健康被害が発生したら、どのように責任をとるのか。自分の子や孫に被害が及ぶと思ったら近くに作らないはずだ。</p>	<p>については近隣自治体には例がない高度な対策を講じるもので、大気汚染防止法上の該当施設ではありませんが、同法で規制する一番厳しい値（400ppmC/m³以下）を満足する施設として性能発注し、併せて厚生労働省が示している室内空気室暫定目標値を敷地境界における目標値（400μg/m³以下）としています。</p>
15	<p>VOC対策についてであるが、平成29年6月の懇談会資料1（3ページ）には、国の検討会で審議され定められた400μg/m³を敷地境界における性能保証値としている、とある。同年9月の説明会でこの件を確認したところ、性能保証値としての設計は技術的にできないとメーカーから言われたので、性能目標値とした、と回答を受けた。技術的にできない以上、施設外への拡散防止はできないため、周辺環境に及ぼす影響は軽微とは言えず、環境への配慮は図れないことになる。</p>	<p>VOC対策については、現在の技術では絶対値として守ることができるか分からないため、400μg/m³を目標値として仕様書に明記しています。</p> <p>また、全国に同種の施設は数多くありますが、400μg/m³を目標値として施設の設置・運営をしている自治体はありません。</p> <p>なお、本施設は、大気汚染防止法で規制する一番厳しい値を満足する施設として性能発注しています。</p>	
16	<p>桜街道は大型商業施設や娯楽施設等、近年、急速に開発が進み市内でも人と車が集中している。ここに、施設の車両が流れ込むと、更なる交通渋滞や排ガス（SPM（浮遊粒子状物質）など）による健康被害など環境悪化が懸念される。また、建物の前など、近隣マンション等の小中学生が通う通学路での交通事故も危惧される。</p>	<p>交通量について、本施設への収集車両の搬出入は、稼働日平均で約64台程度、資源物の成果品等の搬出車両は平均で約7台程度と想定しており、交通量の調査と予測を行った結果、周辺道路の交通に与える影響は軽微でした。</p> <p>また、当該地の前面道路は通学路ではありませんが、前面以外には通学路があることから、日々の収集業務と併せて、安全運転の励行に努めてまいります。</p>	

		17	外部へ悪臭・粉塵を出さないとしているが、最近設置された他の処理施設を見ても、搬出入作業の効率上、開口部を開放したまま作業し、建物周囲を常時清掃することなく、ごみが散乱しているため、周辺に悪臭や粉塵が撒き散らされている。搬入搬出時の悪臭除去は不可能であり、環境が著しく悪化する	<p>本施設は、施設内の負圧化と開口部へのエアーカーテンの設置などを図り、臭気や粉塵の漏えいを防ぐ対策を実施いたします。</p> <p>また、施設敷地内の清掃は、適宜実施してまいります。</p> <p>なお、環境影響評価の結果、周辺的生活環境への影響は軽微であります。</p>
		18	他市に例のない高度な環境対策により、環境基準は満たしている。市の手続きにも問題がない。そのことから東京都協議も「意見なし」になっている。8万7千人の東大和市民が将来も安心してごみが出せるよう、都市計画決定を進めてほしい。	<p>本施設につきましては、周辺環境に配慮するため、特にVOC対策については、近隣自治体の同種施設には例がない高度な対策を施し、安全対策に努めます。</p> <p>また、都市計画の観点から留意すべき事項についても適合していることから、都市計画上支障がないと考えています。</p>
事業実施に関するもの	コストについて	19	建設費もランニングコスト（試算根拠を含む）もはっきりせず、将来、東大和市が財政難になると危惧している。納得できる説明がされないまま、莫大な費用を、私たちの税金から支払うことは納得できない。コストの少ない他の方法は、ないのか。3市市民の将来にわたる税負担の軽減を図るべきだ。	<p>本施設の経費については、衛生組合のホームページで公表しております。</p> <p>また、事業予算については、衛生組合議会の議決を得て、適切に対応しております。</p> <p>宅地化が進んでいるこの地域では、本施設の周辺住民から環境対策に係る要望がある場合、極力取り入れていくべきと考えており、そのための費用については、必要な経費と考えています。</p>
		20	住民が受け入れ易いよう、当初は少なめに工事費を公表し、ほとぼりが冷めた頃、こっそり膨らませた。詳細なコストが示されず、業者任せのずさんな額であった。オリンピック関連工事等によって工事費が高騰しており、建設	<p>本施設は、近隣自治体の同種施設には例がない高度な環境対策等を行うことから、建設費の上昇につながっておりますが、そのための費用については、必要な経費と考えています。</p> <p>また、これ以上の事業の先送りは、安</p>

		費の最盛期が過ぎるまで施設の整備は見合わせるべき。	定した廃棄物処理に支障をきたし、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、困難であります。
その他	21	<p>反対する住民側から代替案が出ないというが、どうして住民側が代替案を示す必要があるのか。</p> <p>4団体は、「地域住民の理解を得ることを前提とし、事業を推進する」とし、理解が得られなかったことを認めたのだから、計画を白紙に戻すことが正しい進め方である。</p> <p>建設を進めるには住民の理解と協力が必要と街づくり条例に示されている。理解が得られていないのだから、都市計画決定の手続きを進めるべきではない。</p>	<p>本事業は、将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施していくうえで、最善のものとして進めているものです。東大和市として、市内にごみ焼却施設をはじめとする各種の処理施設を1市で整備していくことは、財政的にも用地確保の面においても困難であります。</p> <p>本事業の推進は、廃棄物処理が滞り、市民生活に多大な影響を生じさせないためのものであります。</p> <p>したがって、一部事務組合におけるごみ処理を継続するため、市民にとって最善の策として、再度、3市市長による本事業の確認書を取り交わし、事業を推進することとしたものであります。</p> <p>なお、街づくり条例におきましては、街づくりは行政計画等に基づき計画的に行う旨、規定されています。100%の住民の理解を得るのは難しい状況にありますが、本施設の建設計画は、東大和市都市マスタープランに位置づいており、街づくり条例の規定に基づき、手続きを進めるものです。</p>
	22	この計画は、複数用地と比較し計画地を決めるという、通常の手続きを経ず、住民意見も聞かないまま、秘密裏に市の幹部が独断で決定した。手続きが不明瞭であり、「この地あり	新ごみ焼却施設は、小平市中島町で更新する予定となっていることから、本施設の用地については、資源物の選別作業から生じる混入物を衛生組合へ運搬しやすい効率性などを考慮し、適地としてお

	<p>き」を押し付けてきたことは明らかである。加えて、この地は「想定地にすぎない」という表現で市の意図を曖昧にし続けたことも、想起するべきである。</p> <p>日産跡地など、広く、人のいない土地を選定すべきだ。</p>	<p>ります。</p> <p>また、建設場所は、平成17年及び平成19年の2回にわたり、3市の市長が出席した会議で決めたものであり、その考えを踏襲し、平成25年11月に確認書を締結しております。このことから、秘密裏に決定したものではありません。</p>
23	<p>市議会で都市計画決定手続きの中止を求める陳情が採択されたので、一部の地域住民が反対しているという間違った認識を改め、都市計画決定の手続きを中止すべきだ。このまま諮問することは議会判断の軽視であり、議会の意思を尊重すべきだ。</p>	<p>都市計画決定権者である市長は、市議会で採択された陳情について、市議会の意向として尊重しなければならない立場ではありますが、都市計画決定手続きを中止するか否かはあくまでも市長判断であり、市議会の意向に拘束されるものではありません。</p>
24	<p>住民から市長・市議会・衛生組合議会へ署名簿付き陳情書や市長への手紙を提出したが、これらを見做し、建設ありきで進めている。行政案を強引に押し付け、矛盾やごまかしに満ちた回答で、市民目線に立った謙虚さが足りない。計画を一旦白紙に戻し、3市市民・科学者・先行施設を有する自治体住民らの参加によるワーキンググループ等で、用地選定などの詳細計画を最初からやり直すべきである。</p> <p>多くの意見書が提出されていることや、総予算額を市報や「えんとつ」で3市住民に丁寧に周知すべきである。全市民の1割程度しか、関心や理解を</p>	<p>ご意見につきましては、内容に応じ回答しております。</p> <p>また、陳情におきましても適切に市議会で対応されているものと考えております。</p> <p>新ごみ焼却施設は、小平市中島町で更新する予定となっていることから、本施設の用地については、資源物の選別作業から生じる混入物を衛生組合へ運搬しやすい効率性などを考慮し、適地としております。</p> <p>予算額等につきましては、衛生組合において、広報紙「えんとつ」の中で、適宜、3市の市民の皆さまへ周知しております。</p> <p>本施設の建設ができない場合、新ごみ焼却施設の規模が大きくなり、小平市中</p>

	<p>もっていないと思う。</p> <p>市の単独処理は現実的ではなく、架空の想定を市民に流布して、混乱を煽り、建設推進に与させようとする魂胆が透けて見える。</p> <p>廃プラ施設建設予定地が近くにあると分かっていたら、現在の住居は購入しなかった。</p>	<p>島町の用地では施設更新ができなくなります。その場合、衛生組合の存続意義がなくなり、衛生組合が解散した場合、東大和市内にごみ焼却施設を建設することになる事実をお伝えしています。</p>
25	<p>説明会で協議会に参加していない団体から反対の声はない、との説明があったので、その根拠を情報公開したが、その様なものはないとのことだった。公の場で行政が風説を流布することが都市計画決定の説明会なのか。</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、協議会に参加していない団体の代表者の方へ戸別訪問をしたことや、行政側に問合せ等の連絡が無いことを述べています。</p> <p>説明会では、以上のことを事実として回答したものであり、風説の流布には当たらないと考えております。</p>
26	<p>平成22年3月26日の、「小平・村山・大和衛生組合におけるごみ処理事業の適正な執行と3市共同資源物処理施設の抜本的な見直しを求める決議」はその後、撤回されていない。また、同年6月庁議では当時6品目だった資源物施設の受け入れは出来ないとした。理由は、市議会の状況により都市計画手続きが出来ないこと、今後更に厳しい財政状況が予測される中、多額な費用（建設費33億、管理費3億）を要する建設は出来ないというものです。この9月議会で都市計画決定手続きの中止を求める陳情が採択された。平成22年の議会状況、財政状況</p>	<p>現在のごみ焼却施設の耐用年数が迫っていることから、これ以上の事業の先送り出来ない状況にあります。</p> <p>また、財政状況は依然として厳しいことから、東大和市としては、3市の枠組みを維持した中で、ごみの安定処理を進めるものです。</p>

		がどの様に改善されて、現在、都市計画決定が進められているのか。	
27	平成20年4月の出前説明会で、「もしかしてこういったものが出来るかもしれませんよ。何の根拠もなくてやっぱり業者に言う訳には行かないと思うんですよね。すごい資産価値、落っこっちゃいますから」、「皆さんは勘違いされている、まだ、計画はないんですよ。」と説明をしてきた。平成23年1月25日の3市共同資源化事業推進本部会議録では、「東大和市としては、平成19年の合意はそういう大事な問題なので東大和市用地を想定地として想定して協議を進めていくという認識を持っている（東大和市副市長）」、「これまでの説明会等でも、あくまで想定地であり決まったものではないという認識で話をしてきているのも事実である（東大和市建設環境部参事）」、と認めています。これらの経緯が、都市計画審議会で報告されず、市民に広報されないのはなぜですか。	<p>用地の選定過程につきましては、事業上、考慮する必要はありますが、都市計画上の支障の有無を判断する際の要素ではありません。</p> <p>なお、街づくり条例に基づく懇談会や説明会におきましては、用地の選定過程に関する質疑に回答するとともに、都市計画審議会に報告しているところであります。</p>	
28	9月議会の陳情審議で、東大和市は小平市のプラごみ量を予測した1回の組成分析について回数をすべきだと発言した。施設の規模が決まる前にすべきことをしなかった責任を、どうするのか。	<p>ごみ量の予測は、1人1日当りのごみ量である原単位を用い、その原単位に、人口と容リプラの比率を乗じて算出しております。</p> <p>また、組成分析は、実施回数毎にばらつきがありますが、多摩地区の容リプラの原単位平均と比較して、逸脱した数値ではないことから、妥当な予測と考えて</p>	

			おります。
29	<p>住宅に近い廃プラ施設として市が挙げた町田市の施設は、過去に廃プラ公害の反対運動があったため、施設を3ヶ所に分け、環境リスクを下げる予定で進んでいる。しかも用地選定は比較検討過程も明記している。3市共同資源物処理施設は、それと比べ、ずさんであり、なぜ、町田市のような進め方をしないのか。</p>	<p>例示を挙げた、町田市の「リレーセンターみなみ」では、ご意見にあるような反対運動は起きていないと聞いております。</p>	
30	<p>協議会に出席しているが、施設の必要性、建設地の適切性について、明確な根拠が示されないので、理解したくても理解できない。</p> <p>協議会での議論を市民が理解できるよう広報すべき。協議会開催の準備会時には、どんな点で行政と意見が違うか、3市市民に知らせると発言したはずだが、反故にされている。約束も守らず、周辺住民に不誠実な対応が多い。</p> <p>説明会で、施設規模など他の参加者が理解できない質問は連絡協議会でするよう打ち切られたが、10月の協議会の開催通知が届かない。説明会では「協議会で」と言いながら、協議会を開催しない。説明が公の場でされていない。また、行政サイドは施設運営の協議会へ移行したいようだが、未回答</p>	<p>本施設につきましては、小平市中島町において、ごみ焼却施設を更新するため、容リプラの資源化を図ることにより、ごみ量が削減され、新ごみ焼却施設の処理能力を下げるのが可能となり、現在の敷地内でごみ焼却施設の更新ができるようにするものです。</p> <p>また、施設の建設にあつては、周辺のマンション管理組合や自治会を対象に、協議会を設置させていただき、その会議内容につきましては、衛生組合のホームページにおいて、会議録の全文を掲載しているところです。</p> <p>平成29年9月29日、30日の説明会は、あくまで都市計画案に係る説明会であり、施設の設計などの詳細は、協議会で議論すべき内容であると考えます。</p> <p>なお、電光掲示板による表示につきましては、東大和市として設置を要望するものです。</p>	

		<p>の質問が山積の現在の協議会を打ち切るのは矛盾がある。</p> <p>協議会で、24時間電光掲示板が設置されていない事や屋上緑地について東大和市は知りませんでした。なぜ、このような進め方なのか。</p>	
	31	<p>桜が丘の警視庁グラウンドに、ごみ焼却施設を建設する意見が出ているが、ごみ焼却施設となると、建物の大きさや搬出入車両の台数が資源物処理施設をはるかに超え、周辺住民の理解が得られるとは思えない。よって、資源物処理施設の都市計画決定を行い、施設建設に協力していくべきである。</p>	<p>新ごみ焼却施設につきましては、小平市中島町で更新する予定としております。</p> <p>そのことから、本施設に係る都市計画手続きを進めてまいりたいと考えております。</p>
	32	<p>施設設置は、全員の賛成を得ることが難しいと考えます。東大和市内には、ごみ焼却施設の建設は困難であり、最後の判断は行政である。</p>	<p>本施設につきましては、小平市中島町において、ごみ焼却施設を更新するために必要不可欠となります。</p> <p>そのことから、本施設に係る都市計画手続きを進めてまいりたいと考えております。</p>
	33	<p>前回の市長選において、対立候補が白紙撤回を争点に挙げ、現市長が勝利している。このことから、大半の市民は行政の進める方向に賛成であると考えられる。したがって、都市計画決定を行うべきである。</p>	<p>東大和市の将来にわたる廃棄物処理を安定的に実施していくことを第一に考え、本事業の推進が、最善のものであると考えております。</p>